

クリーンセンター見学会

ごみの行方をみなさんは考えたことがありますか。ごみ集積所が空になっても捨てたごみが消えてゼロになるわけではありません。町のごみ処理についてみなさんに知っていただくために、クリーンセンター見学会を実施します。ぜひ、ご参加ください。

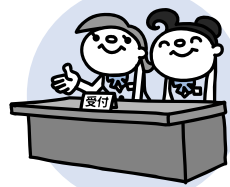
日時 11月23日(火)10時～12時
 *9時45分役場集合(バス送迎有)
 対象者 町内在住・在学・在勤者
 定員 30名(先着順)
 申込締切 10月29日(金)
 団・個 同課②423

フリーマーケット出店者募集

町総合文化祭で、不用品のリサイクルを目的としたフリーマーケットを開催します。

日時 11月14日(日)9時～
 場所 伊奈中学校
 募集区画 40区画(1区画2m×2m)
 対象者 町内在住の方
 対象品 家庭で不用となったものに限ります。(電化製品、骨とう品、手作り品等不可)
 申込締切 10月29日(金)
 団・個 同課②423
 ※申込多数の場合は抽選。
 都合により変更、中止もあり。

県税休日納税窓口の開設



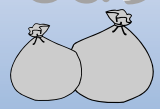
県税事務所では、自動車税や不動産取得税など、県税について納税窓口を開設します。また、納税に関するご相談も受け付けていますので、お気軽にご利用ください。

日時 10月24日(日)9時～17時
 場所 上尾県税事務所
 団 ⑦72-7128

10月の納税

町県民税 第3期
 国保税 第4期

ごみの減量化にご協力をお願いします



みなさんの家庭では、毎日どのくらいの量のごみを捨てていますか。そのごみの中身は何ですか。平成15年度中では、全体で12,390t、町民1人当たりに換算すると、年間349kgのごみが出されています。

しかし、このごみの量は、みなさんの行動を少し変えることで減らすことができます。家庭から出るごみは、何かを買ったり、もらったりすることからスタートしています。ごみになった後でその処分を考えるのではなく、買い物

ごみの出し方についてお願い



・食材などは必要な量だけ買って調整し、食べ残しをしない。
 ・使い捨て商品はできるだけ買わない。
 これらのことに気をつけて日頃からごみを出さない取り組みをお願いします。

する時点でどれだけごみが減らせるか、ごみになった後のことまで考えて、買う物を選ぶかどうか、ごみの減量化の大きな分岐点です。
 ・必要なものだけを購入し、ものを大切に(無駄なく)使う。
 ・食料などは必要な量だけ買って調整し、食べ残しをしない。
 ・使い捨て商品はできるだけ買わない。

環境対策課②423

①容器包装プラスチックの日に捨てるものは、**♻**マークのついたものに限り、プラスチックでできたものでもこのマークのついていないものは「可燃ごみ」の日に出してください。
 ②最近、市販されている自動車オイル凝固剤の出し方についてお問い合わせがありますが、凝固剤で固形化されたオイルは、「可燃ごみ」の日には必ずごみ袋に入れて出してください。
 ※液体のままのオイルは処理できませんので、絶対に必要な量を出さないでください。
 ③ペット用のおむつは、付着している排泄物を取り除いて「可燃ごみ」の日に出してください。

貯水槽水道の設置者の方へ

3階建て以上の中高層建物や、一度に水を大量に使う工場や学校などでは、水道水を一度貯水槽に貯めてから使う方式をとっています。

貯水槽の点検・清掃を定期的に行わないと、水槽内の汚れや本体の腐食による濁りや異臭、漏水の原因にもなります。

貯水槽の管理は所有者や管理者の方々の責任になります。清浄な水をお使いいただくためにも年に一回以上の点検を行ってください。

町水道課 ⑦21-555
 または鴻巣保健所上尾支所 ⑦75-4711

犬の飼い主のみなさまへ

町では、4月に狂犬病予防集合注射を行いました。まだ、お済みでない方は、かかりつけもしくは最寄りの動物病院で予防注射を受けて、環境対策課にて所定の手続きを行ってください。

また、犬の散歩をする時は、フンを処理する道具を持参し、飼い主が責任を持って後片付けをするとともに、必ず引き綱等につないで、放し飼いしないようにしてください。

環境対策課②421

都市計画の見直し

現在、町で進めている北部区画整理地区内の商業機能の立地に関して、都市計画(用途地域、地区計画)の変更についての原案を下記のとおり作成しました。



	変更区域
	区画整理界
	用途地域界

【用途地域の変更について】

場所	面積	現在の種別	変更後の種別
①の区域	約3.6ha	第一種中高層住居専用地域(150/60)	第二種住居地域(150/60)
②の区域	約0.3ha	同上(同上)	同上(200/60)

()は、容積率/建ぺい率(%)

【地区計画の変更について】

- ①の区域：生活利便施設地区とし、併せて下表の制限等を加える。
- ②の区域：県道沿線と同様の沿道サービス地区に含め、敷地面積の最低限度(150㎡)を適用する。

①の区域に適用する地区計画の制限

項目	制限等の概要
建築物等の用途の制限 (用途地域による制限以外に加える制限)	専用住宅、事務所、工場、運動施設、宿泊施設、畜舎、自動車教習所、ぱちんこ屋等、カラオケボックス等、危険物の貯蔵・処理施設(以上の用途は建築不可)
建築物等の高さの最高限度	15m
建築物の敷地面積の最低限度	1ha
壁面の位置の制限	道路境界線から1.8m以上
建築物等の形態又は意匠の制限	落ち着いた色調
かき又はさくの構造の制限	生け垣など

【説明会等について】

- 上記に関する説明会
 - 10月9日(土)10時～ 県民活動センター210セミナー室
 - 10月12日(火)19時～ 県民活動センター209セミナー室
- 地区計画に関する原案の縦覧

対象者 伊奈北部の地区計画区域内(伊奈特定区画整理内)の土地の所有者等

縦覧期間 10月13日(水)～10月26日(火)
 (11月2日(火)までに町長あて意見書が提出できます)

場所 都市計画課②2254